

経済学史学会ニュース

The Japanese Society for the History of Economic Thought Newsletter

No.57

February 2021

総会・幹事会報告

総会

今年度の総会は2020年12月14日から24日にかけて書面（議案の送付と回答による採決）により開催され、Web回答フォームとハガキによる有効回答数がそれぞれ84と100の計184、議案に対する賛成がいずれも180以上となり、7つの議案（決算、予算、選挙管理委員会設置、倫理綱領制定、会則・附則改正）がすべて可決されました。各議案への意見を含めた詳細は別紙の「総会議決結果と意見」をご覧ください（総会で承認された経済学史学会会則・附則と経済学史学会倫理綱領、幹事会で承認された会則内規と選挙規程・終身会員規程は5-10ページ）。また、10月18日（日）に開催されたオンラインによる第84回全国大会共通論題の議論を紹介した記録が12-15ページにあります。

第3回幹事会が2020年10月17日（土）に、第4回幹事会が11月28日（土）、第5回幹事会が2021年2月22日（月）に、それぞれオンラインにより開催されました。いずれも出席者と委任状あわせて28名（全幹事数28名、3分の2の定足数19名）で成立しています。また常任幹事会は2020年度第5回が2020年10月10日（土）、第6回が10月17日（土）、第7回が11月14日（土）、第8回が11月21日（土）、第9回が2021年2月5日（金）、第10回が2月16日（火）にオンラインにより開催されました。

これ以外にも、新入会員の承認について幹事会メール審議が9月20日-27日、11月10日-17日、12月15日-22日、12月27日-2021年1月3日、2月15日-22日に、それぞれ開催されました。

なお、10月17日（土）付で「日本学術会議会員候補6名の任命拒否に対する経済学史学会幹事会声明」（4ページ）を公表したほか、幹事会で承認された経済学史学会倫理綱領にもとづいて学会メーリングリストの円滑な運用をはかるため幹事会決定文書「学会ML運用の当面の指針」（3ページ）を10月25日に発表しました。

報告事項（第3回幹事会）

1. 会員異動について報告された。
2. 次期幹事・監事選挙結果：石井儀選挙管理委員会委員長より、次期幹事・監事の選挙結果が報告された。
3. 共通論題記録係：藤村哲史・松本哲人（いずれも大会準備委員会委員）兩名を記録係とし、共通論題の概要草稿を作成することが報告された。
4. 各委員会報告（詳細は10・11ページ）
5. その他：冊子体の会員名簿と簡易版冊子体による個人報告要旨・共通論題報告が会員へ送付されたことが報告された。

協議事項（第3回幹事会）

1. 次期幹事・監事：次期幹事当選者30名のうち4名から辞退の申し出があったため、現時点で次期幹事26名と次期監事2名を確定することが承認された。
2. 2020年度第84回全国大会：以下1) 2) について承認された。1) 共通論題概要のとりまとめ：①「共通論題」の全体をZoomの録画・録音機能を使用して大会主催者（ホスト）のみが記録・保存する。このことは共通論題の冒頭で司会者が説明する。②学会

創立70周年記念の企画である「共通論題」の概要を「学会ニュース」で公表する。③その概要は共通論題記録係2名による草稿を司会者2名が点検のうえとりまとめる。④以上のためにのみ録画・録音されたデータを利用する。⑤それ以外に利用する場合は、共通論題報告者・発言者等の承諾のうえ、常任幹事会が利用目的や方法を提案し、幹事会の承認を得るものとする。2) 共通論題概要を『経済学史学会ニュース』第57号に掲載する。

3. 総会：総会は書面によるものとし、議決（回答）は書面とオンラインによるものとを併用することのほか、以下1) 2) が承認された。1) 総会議事の確認：11月28日（土）幹事会で行う。2) 第4回幹事会終了後、書面による総会を開催し、書面およびオンラインによる議決を行う。

4. 2022年度第86回全国大会：11月28日（土）第4回幹事会で開催校を決定することが承認された。

5. 日本学術会議会員候補6名の任命拒否に対する幹事会声明：日本学術会議会員候補6名の任命拒否に対する幹事会声明を学会HP等で公表することが承認された。なお、学会HPで公表するにあたり、その添文に、出席した幹事24名のうち1名の反対があったこと、また、議論のなかでだされた多様な意見を紹介することがあわせて確認された。

6. 経済学史学会倫理綱領：綱領案の一部の修正をはかることとし承認された。なお、総会で報告のうえ承認を求めることがあわせて確認された。

7. 『経済学史学会ニュース』第57号：1) 共通論題概要の掲載にともない紙媒体の『ニュース』を会員へ送付することが承認された。

8. 科研費の繰越・申請延期：1) 科学研究費補助金（研究成果公開促進費「国際情報発信強化」）の今年度分の補助金の一部について繰越手続きを行うこと、また、2) それにともない今年度が最終年度となる当該科学研究費補助金の新たな申請を延期すること、が承認された。

11. その他：1) 「経済学史学会ML（JSHET）運用基本方針の要点」の文言の一部修正をはかることとし、その大枠が承認された。なお「要点」にある当分の学会MLの運用指針3点を学会HP等で公表すること、また、経済学史学会ML運用基本方針については、これまでの運用の歴史やガイドライン等をもとに新たに検討することがあわせて確認された。

報告事項（第4回幹事会）

1. 会員異動について報告された。
2. 各委員会報告（詳細は10・11ページ）

協議事項（第4回幹事会）

1. 選挙管理委員会による次期代表幹事・常任幹事選挙結果の報告が承認された（詳細は3ページ）

2. 総会：1) 総会の通知、2) 総会議案と議決方法の大枠のほか、3) 総会議長の選任を代表幹事に一任することが承認された。なお、議案への回答数を増やすためオンラインによる回答と返信用ハガキの利用を促す意見が出され、とくに問題がなければ実施することが確認された。

3. 会則・附則・内規・選挙規程：会則・附則についてはいくつかの修正をはかることとし、その大枠が承認された。また、会則内規案および選挙規程案については継続審議とすることが確認された。

4. 2021年度第85回全国大会（大阪経済大学）：準備日程を例年より3ヶ月前倒しにすることのほか、開催形式・大会報告論集・共通論題についてそれぞれ承認された。

5. 2022年度第86回全国大会：北海学園大学を会場に2022年5月28日（土）・29日（日）に開催することが承認された。なお、会場校の森下宏美会員から開催校を代表して挨拶があった。

6. 英文論集補助金事業：2020年度英文論集補助金事業への応募1件につき、補助金対象としないこと、また、2020年12月1日から2021年3月31日まで追加募集を行い、その審査については次期の幹事会・常任幹事会にゆだねることが確認された。

報告事項 (第5回幹事会)

1. 会員異動について報告された。
2. 各委員会報告 (詳細は10・11ページ)
3. 学会組織・事務システム検討委員会：生垣琴絵、出雲雅志、板井広明、上宮智之、笠井高人、小峯敦、中澤信彦、福田進治のあわせて8名の会員で検討委員会を構成し、3月中に検討結果をまとめたとの報告があった。
4. Japanese Historians of Economic Thought の書籍化：代表幹事のもとで書籍にするための作業が続けられていることが報告された。

協議事項 (第5回幹事会)

1. 2021年度事務局業務委託：アクセライトに業務を委託することが承認された。
2. 総会議決結果と意見：『ニュース』第57号に総会議決結果の概要を掲載するとともに、総会議決結果

と意見に対する任幹事会の「回答」を付した文書を総会議長名で『ニュース』に同梱することが承認された。

3. 第5回経済学史学会賞：第5回経済学史学会賞選考委員会による選考過程と選考結果にもとづき、服部正治『穀物の経済思想史』(知泉館、2017年)を第5回経済学史学会賞に選定することが承認された。
4. 1) 会則内規改正 2) 経済学史学会選挙規程の制定 3) 終身会員規程の制定がいずれも承認された。また終身会員規程は2月施行とし、来年度(4月)から運用を始めることが確認された。
5. 2021年度第85回全国大会：9月25日(土)・26日(日)に大阪経済大学で開催予定の全国大会の開催形態については継続審議とし、時間割などの修正をはかることを前提としたプログラム案の大枠については承認された。

次期幹事・監事 (2021年4月-2023年3月)

幹事：荒川章義 生垣琴絵 池田幸弘 石井穰 石田教子 出雲雅志 ○伊藤誠一郎 井上義朗 江頭進
○江里口拓 川俣雅弘 ○久保真 近藤真司 ◎坂本達哉 佐藤方宣 ○壽里竜 堂目卓生 内藤敦之
中井大介 ○中澤信彦 野原慎司 林直樹 福田進治 牧野邦昭 八木尚志 吉野裕介
監事：黒木龍三 原田哲史 (○は常任幹事 ◎は代表幹事)

経済学史学会ML運用の当面の指針

- 1) 投稿内容の多様性を認めてきた学会MLのこれまでの歴史を尊重し、人権の否定や特定の個人への攻撃あるいは誹謗中傷を内容とする投稿でないかぎり、原則として、特定のメールを学会MLから削除しない。ただし、投稿内容が学会倫理綱領に抵触すると考えられる場合は、常任幹事会が適切に対応する。
 - 2) 学会MLならびに学会が公表している事務局など学会組織(個人を含む)のメールアドレスにあてた匿名のメールに対しては、原則として、学会倫理綱領に関わるような公益通報等を除き、学会として対応しない。
 - 3) 学会MLの円滑な運用と活性化が、学会倫理綱領にもとづく慎重かつ多様な投稿によって促進されることを期待する。
- (2020年10月17日/幹事会)

第5回経済学史学会賞 受賞者の言葉

第5回経済学史学会賞を受賞して

『穀物の経済思想史』（知泉書館、2017年）は、私の最初の著書『穀物法論争』（昭和堂、1991年）以来温めてきた問題意識を延長・拡張したものである。『穀物法論争』では、日本での米輸入自由化論争の中、英国穀物法批判の論理が穀物海外依存という論理的帰結を実現するような政策的一貫性をもちえたのか、先進資本主義農業をモデルとする経済学が様々な封建的要素を母斑にもつ穀物輸出国の輸出力安定性を保証する論理をもちえたのか、という課題を英国経済学史（政策）論争として考えた。『穀物の経済思想史』でも同じ課題を経済学史（政策思想史）として考え続けた。英国での小麦自給が、二つの大戦とEC加盟を経て2世紀ぶりに、小麦消費減少を生んだ食生活多様化と環境を含む内外諸負担の上に達成され、多国籍アグリビジネス支配の下特定農産品生産に傾斜した途上国が先進国からの穀物輸入に依存するに至る世界食料体制の変貌の中で、穀物法論争時に持ちえた経済学の地位の変遷が示されたとすれば、著者の意図は充たされる。

言い尽くせないほどの学恩を受けた経済学史学会から名誉ある賞を授与されたことに心よりの感謝を申し上げます。
(服部正治)

日本学術会議会員候補6名の任命拒否に対する経済学史学会幹事会声明

2020年10月17日／経済学史学会幹事会

経済学史学会幹事会は、第25期日本学術会議会員候補6名が内閣総理大臣によって理由が示されないまま任命を拒否されたことに深い憂慮と遺憾の意を表明します。

日本学術会議は、日本学術会議法の冒頭に明記されているように「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」として1948年に設立された、人文・社会科学と自然科学の広範で多様な学術領域を代表する科学者によって構成される独立した組織です。

日本学術会議の会員候補の選考と推薦が日本学術会議法（第7条および第17条）に則って行われている以上、会員候補の任命を拒否するのであれば、その理由を説明するのは当然のことであり、日本の学問の継承と発展のために重要です。また、日本学術会議の規定や運営に問題があると考えられるときは、別個の問題としてそれを議論すべきです。

経済学史学会は、日本学術会議協力学術研究団体のひとつとして、これまで会員・連携会員の推薦・選出などを介して日本学術会議の職務と運営にかかわり、主体的かつ自律的に真理を探究し、学術研究の進展に寄与するよう努めてきました。この立場から、経済学史学会幹事会は、内閣総理大臣に対し、第25期日本学術会議会員候補6名の任命を拒否した理由を説明すること、また、適切な説明ができない場合には推薦どおり任命することを求めます。

経済学史学会会則・附則

名 称

第1条 本会は経済学史学会と称する。

目 的

第2条 本会は、経済学史および社会・経済思想史の研究ならびに内外の学界との交流を目的とする。

事 業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 研究報告会の開催

イ. 毎年1回全国大会を開く。必要に応じて臨時の大会を開くことができる。

ロ. 地方部会および研究会を開くことができる。

(2) 公開講演会の開催

(3) 内外の経済諸学会との連絡と交流

(4) 会誌の発行

(5) 学会賞の授与

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

会 員

第4条 本会の目的に賛同して会員となるには、本会に申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。

第5条 会員は年会費10,000円を納めるものとし、会員からの寄付は随時受けつける。

2 大学院生・退職者などの年会費は6,000円とする。

3 終身会員の年会費は徴収しない。終身会員となるには、幹事会の定める細則にもとづいて申請し、幹事会の承認を受けなければならない。

第6条 会員は、大会・部会および研究会に出席し、会誌の配布を受け、その他幹事会の定めるところによって研究上の便宜を受けることができる。

第7条 会員は書面により代表幹事に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納したものは退会と見なす。ただし、滞納分を納入することにより会員資格を回復することができる。

名誉会員

第8条 会員であって多年経済学史研究の発達に貢献のあったものは、幹事会の推薦により総会の承認を経て名誉会員とすることができる。

役 員

第9条 本会に幹事および監事を置く。

(1) 幹事は30名以内とし、幹事会を構成して会務を執行する。

(2) 幹事のうち1名を代表幹事とする。

(3) 監事は2名とし、会計を監査する。

(4) 幹事および監事の任期は2年とする。再任を妨げないが、連続して3期(6年)を超えないものとする。

第10条 幹事および監事の選任は、幹事会の定める細則にもとづいて行い、総会の承認を得るものとする。

第11条 幹事会は第3条に定める事業の遂行のために常任幹事若干名を幹事中より選任することができる。

常任幹事の選任は、幹事会の定める細則にもとづいて行う。

第12条 幹事会は委員若干名を委嘱し、第3条に定める事業を遂行する。

総会

第13条 本会は毎年1回総会を開く。幹事会が必要と認めるときまたは会員の3分の2以上の請求があるときは臨時総会を開く。

第14条 総会における決定は本会則においてとくに定めてある場合のほか出席会員の過半数による。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

会則の変更および本会の解散

第15条 本会則の変更または本会の解散は幹事の過半数または会員15名以上の提案により、総会出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則

- 1 幹事会は日本経済学連合の評議員2名を会員中より選任する。
- 2 本会の所在地は、株式会社アクセライト内（経済学史学会事務局 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-5-4 朝日中山ビル5F Tel: 03-5801-0813 E-mail : jshet@accelight.co.jp）に置く。
- 3 第8条の規定にかかわらず、学会創立50年（2000年）以降は新たに名誉会員を置かないものとする。
- 4 本会の会計期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（1950年4月施行、以後、数次にわたり改正。2020年12月現在）

経済学史学会会則内規

1 第3条(1)の地方部会および研究会の開催に必要な経費の補助は、幹事会の定める細則にもとづいて行い、幹事会の承認を得るものとする。

2 第3条(4)の会誌の頒価は1号につき3,000円とし、学会事務局で販売する。ただし、会誌の追加購入を希望する会員には1号につき1,800円で頒布する。

3 第4条の入会申込資格は大学を卒業した者またはそれに準ずる者とする。

4 第5条3の終身会員は、選挙権および被選挙権をもたない。

5 第11条の常任幹事若干名は5名以内とし、代表幹事とともに常任幹事会を構成する。常任幹事は、第12条の幹事会が委嘱する委員若干名によって構成される委員会の委員長を務める。

6 第12条の委員若干名によって構成される必要な

委員会は、幹事会が定める。当面、編集委員会、大会組織委員会、企画交流委員会、学会賞（研究奨励賞）審査委員会、総務委員会とする。

7 第13条の総会は、幹事会において議長、議事、会場および期日を定め、会員に通知する。また、総会では、常任幹事が幹事会の承認のもとに会務および会計を報告する。

8 会員以外に会員名簿（およびコピー）を譲渡または開示することを禁止する。

9 内規の改廃は幹事会が行う。

附則

1 会則内規4の規定にかかわらず、終身会員の選挙権については終身会員規程によるものとする。

(1968年4月施行、1987年11月、1988年11月、1989年11月、1996年6月、1997年5月、1998年10月、2001年6月、2002年10月、2005年5月、

2006年11月、2008年5月、2013年5月、2014年5月、2014年11月、2017年11月、2019年6月、2021年2月一部改正)

経済学史学会選挙規程

目的

第1条 幹事および監事ならびに代表幹事等の選任は、この規程の定めるところによる。

選挙人及び被選挙人の資格

第2条 被選挙人は、会則第9条(4)に該当する者を除き、幹事の任期開始時において満68歳未満である会員とする。

選挙管理委員会

第3条 幹事および監事の選挙を管理するため選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は幹事会が委嘱する幹事を除く3名の委員をもって構成する。

3 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。

4 委員会は、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、選挙経過を記録して議事録を作成しなければならない。

5 委員の任期は2年とする。

選挙の方法・決定・公示

第4条 委員会は被選挙人名簿を提示して、会員に投票を依頼する。

2 幹事の選挙は15名連記投票(ただし完全連記ではない)によるものとし、上位30位以内の得票者を当選者とする。

3 監事の選挙は2名連記投票(ただし完全連記ではない)によるものとし、幹事の当選者を除き、上位2名の得票者を当選者とする。上位2位の得票者が同数の場合は、年長者を上位2位の得票者、それ以外の者を上位3位の得票者と見なす。ただし、病気そ

他の理由で監事に欠員が生じたときは、次点者を繰り上げて監事とするため、委員会は次点者(上位3位の得票者)を選挙結果の報告に含めなければならない。なお、上位3位が同数の場合は、年長者を上位3位の得票者と見なす。

第5条 委員会は厳正な開票を行い、当選人が決定したとき、幹事会に選挙結果を報告する。

2 幹事の当選後または任期中において、病気その他の理由のために幹事会でやむを得ないと認められた場合は、辞退することができる。辞退の結果生じた欠員は補充しない。

3 委員会は選挙結果を『経済学史学会ニュース』等で公示する。

代表幹事および常任幹事の選任

第6条 代表幹事経験者があらたに幹事に選出された場合、常任幹事および代表幹事には選ばれないものとする。

第7条 次期代表幹事は、新幹事による選挙において投票総数の過半数を得た者を当選人とする。

2 投票の結果、投票総数の過半数を得た者がいない場合は、上位の得票者2名による決選投票を行う。この場合において、次位者2名以上の得票が同数のときは、再投票により第2位の者を1名選出し、決選投票を行う。

3 決選投票においては、第1項の規定にかかわらず、上位の得票者を当選人とする。

4 決選投票において、得票数が同数の場合は、年長者を最多得票者と見なす。

5 代表幹事に事故のあるときは、常任幹事会で代行

者を選任する。

第8条 常任幹事の選任は、新幹事による選挙において上位得票者5名以内を当選人とする。

2 最少得票者が同数のため上位得票者が5名を超える場合は、再投票により上位得票者を当選人とする。5名以内の常任幹事が選出されるまで再投票を

繰り返し、投票によって常任幹事を確定できない場合は、年長者を最多得票者と見なす。

改廃

第9条 この規程の改廃は、幹事会が行う。

(2021年2月制定)

経済学史学会終身会員規程

1 会則第5条3の終身会員の資格は、当該年度において65歳以上の非定職者の会員で本学会在籍年数が10年をこえる者とする。ただし、在籍年数が10年に満たない者であっても、65歳以上の会員は当該年度より5年間の年会費を一括して支払うことによって、また、在籍年数が5年をこえる70歳以上の会員は当該年度の会費を支払うことによって、終身会員となることができる。

2 終身会員となるには、別に定める「終身会員申請

書」を幹事会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。ただし、申請時にその年度までの年会費の未納がある場合は申請を受けつけない。

3 終身会員は、幹事・監事の任期開始時において68歳以上のとき、幹事・監事の選挙人となることはできない。

4 終身会員は、会則第12条の委員および地方部会の幹事等になることができる。

5 終身会員規程の改廃は幹事会が行う。

(2021年2月施行)

経済学史学会倫理綱領

経済学史学会は、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に真理を探究し、学術研究の進展に寄与するため、日本学術会議が制定した「科学者の行動規範について」（2006年10月3日制定、2013年1月25日改定）にもとづき、本学会の会員（以下、会員という）と本学会による学術研究に関わるすべての者が遵守すべき倫理規範を定める。

（会員の基本的責任）

1 会員は、自らの専門知識・能力・技能の維持向上に努め、専門知識や経験を活かして、人類の福祉、社会の安全と平和、地球環境の保全に貢献する責任を有する。

（会員の姿勢）

2 会員は、誠実に判断し行動するとともに、学術研究によって生みだされる知の正確性や正当性を科学的に示す最善の努力を払い、真理の解明や多様な課題の達成へ向けた社会の期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、こうした社会的な期待が存在することを常に自

覚する。

(説明と公開)

3 会員は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

4 会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動し、研究成果を論文などで公表することによって、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

5 会員は、責任ある研究の実施と不正行為およびハラスメントの防止を可能にする公正な環境の確立・維持が自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為とハラスメントを防止する教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

6 会員は、研究への協力者の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する。会員が、個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合には、その提供者に、目的・収集方法・個人情報の取扱い等について分かりやすく説明し、同意を得る。また、研究のために収集した資料、情報、データ等の使用にあたっては、プライバシーの保護について十分に注意を払わなければならない。

(他者との関係)

7 会員は、他者の知的成果などの業績を正当に評価するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者を誹謗中傷してはならず、自己の地位を利用してその調査・研究・発表などを妨害してはならない。会員は、他者の名誉や知的財産権を尊重するとともに、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものは、これを遵守する。

(法令の遵守)

8 会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

9 会員は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

10 会員は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(本学会による学術研究に関わる者の責務)

11 本学会による学術研究に関わるすべての者は、この倫理規範に反する行為を為さず、また不正行為の防止に努め、この倫理規範に沿った学術研究活動と環境整備に努める。

(不正行為への対応)

12 幹事会は、不正の疑いが生じたとき、その調査の実施や関係機関への報告、関係者の処分等を行う倫理委員会を設置するなど、適切に対応する。

(2020年12月24日)

各委員会報告

1. 『経済学史研究』編集委員会

第62巻2号の刊行が大幅に遅れています。積極的な論文投稿をお待ちしています。本誌の国際化をすすめるため意欲的な英語論文の投稿を歓迎します。(古谷 豊)

2. 大会組織委員会

1) 第84回大会(オンライン)が開催され、共通論題の時間には約100名が参加しました。初めてのオンラインでの大会の運営に取り組んでいただいた大会準備委員会委員(とくに運営委員)の皆さん、また共通論題に学会外から参加していただいた小野塚知二氏と瀧澤弘和氏に感謝いたします。

2) 第85回大会は、大阪経済大学にて2021年9月25日(土)・26日(日)の日程で開催を予定しています。報告募集はすでに終了しています。なお、本大会は、新型コロナウイルスの感染状況によってはオンラインでの開催となる可能性があることもご承知おきください。(伊藤誠一郎)

3. 英文論集委員会

2020年度の英文論集への出版補助の募集を10月末までとしておりましたが、該当する応募企画がありませんでしたので、再募集を行います。

財政的な支援を必要とする、単一著者による著作・論文集あるいは共著論文集(経済学史関係のものに限定)の刊行をお考えの方は、積極的に応募されるようお願いいたします。共著の場合非会員である外国人研究者の参加は歓迎しますが、本学会会員を主体とした企画であることを要件とします。補助金の交付は、未支出の見込み必要経費の仮払いではなく、すべて領収書の提出に対して補助決定金額の範囲内で行われ、決定後6か月以内に実施されます。また、複数の執筆者による論文集の場合、学会からの補助の受給の事務的な作業には代表者が単独で当たることとします。

補助を希望される会員は以下の各事項を同じ順序で簡潔に記述したワードファイルの形式で、通常のページ設定でなるべく1-2ページに収まるように作成した企画書を、2021年3月31日(水)までに委員長にメールでお送り下さい。6)以外は必須とします。記入漏れがあれば審査対象になりません。

1) 著者名・所属(論文集の場合編者と執筆者全員、会員・非会員の別を明記すること。非会員は学会からの補助企画への参加にともなって、同時に入会手続きを取ることが望まれる)。

2) 書名と内容目次。各部分のおよその分量(語数)(論文集の場合は各部分の担当者名)。

3) 本書の概要と意義、類書があればそれらとの差異。

- 4) 原稿全体が揃う時期、英文校閲や Book Proposal の提出など出版に向けた手続きについての予定 (Book Proposal 自体は送らないこと)。
- 5) 出版に要する経費の見積もり (内訳・使途、各項目の金額、支出(予定)時期)。
- 6) その他応募者が必要と考える申告事項。

応募案件は委員会にて審査の上、直近の幹事会での決定を経てすみやかに採否結果を通知いたします。積極的な応募を期待しています。(佐々木憲介)

4. 企画交流委員会

1) 若手研究者育成プログラム (Young Scholars Seminar=YSS) について

2020年3月17日に東京大学本郷キャンパスでの開催を予定していた番外編 YSS は、新型コロナウイルスの流行を受けて中止となりました。

本年度 (2020年度) YSS は、「経済学史の授業のノウハウ」と題して、2020年12月5日に開催されました。当初は関東地方で対面形式での開催を計画していましたが、収束の気配がなかなか見えない新型コロナ禍を考慮して、初めてのオンライン開催となりました。非会員4名を含む32名の参加があり、オンラインという制約下にもかかわらず盛会となりました。講師を務めて下さった生垣琴絵会員、上宮智之会員に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

2) 学会メーリングリスト (ML) について

2020年10月25日に出雲代表幹事から学会 ML へ「学会 ML 運用の当面の指針」と題するポストがなされておりました ([JSHET:03128])、そこで ML メンバーに「学会 ML 関連資料」をお読みくださるようお願いしております。ML の円滑な運用と活性化のため、ご留意・ご確認の程、改めて宜しく御礼申し上げます。関連サイトの URL : <https://jshet.net/news/ mailing/> (中澤信彦)

5. 学会賞 (奨励賞) 審査委員会

第18回研究奨励賞の推薦を締め切りましたが、本賞に関して推薦が1件あったことをご報告いたします。また『経済学史研究』に関連する有資格者は、投稿論文1名、本賞なし、となっています。(佐藤有史)

6. 経済学史学会賞選考委員会

第5回経済学史学会賞選考委員会は、選考の結果、服部正治『穀物の経済思想史』(知泉書館、2017年)を第5回経済学史学会賞の受賞作とすることを決定しました。(出雲雅志)

会員異動 (2021年2月22日時点)

会員数 522名 (会費別内訳、定職者330名、非定職者151名、院生41名)

1. 退会者 (5名)

石倉雅男 (逝去)、八柳良次郎 (逝去)・土方直史 (逝去)・久保田博道 (逝去)・井原慶亮

2. 新入会員（5名）（院生の記号「M」は博士前期課程「D」は博士後期課程）

氏名（かな）	所 属	メー ル	推 薦 者	研究テーマ
岩熊典乃（いわくま ふみの）	龍谷大学・非常勤		小峯敦・若森みどり	全体主義と自然・生命
大西晋作（おおにし・しんさく）	ブリストル大学文学部博士課程D		佐藤空・山尾忠弘	英国経済思想史
栗田健一（くりた・けんいち）	千葉経済大学短期大学部専任講師		宮崎義久・三上真寛	地域通貨
田中治代（たなか・はるよ）	大阪市立大学大学院経済学研究科M		若森みどり・斎藤幸平	制度派経済学の再構築
高晨曦（こう・しんぎ）	一橋大学大学院経済学研究科博士課程D			サービスの歴史理論—欲求の視点

3. 属性変更

『経済学史学会ニュース』第55号以降については第58号に掲載する予定です。

第84回全国大会共通論題（学会創立70周年記念）要旨

日時：2020年10月18日（日）14時20分～17時20分

場所：オンライン（Zoom）

報告者：小野塚知二（東京大学）、瀧澤弘和（中央大学）

発言者：竹本洋（関西学院大学・名）、中村隆之（青山学院大学）、佐藤空（東洋大学）

司会者：伊藤誠一郎（大月短期大学）、廣瀬弘毅（福井県立大学）

1. 伊藤誠一郎会員による共通論題趣旨説明

今回の共通論題では、経済学史・思想史研究の多様性により研究者間での議論が困難になりつつある状況下で、経済学史・思想史という学問に何を求め、それをどのように進展させるかを、その本質的な構成要素である歴史と理論という視点に立ち帰り、新たな出発点のきっかけを見つける試みである。そこで、『経済学史：いまを知り、未来を生きるために』（有斐閣、2018年）の著者で、本学会が設立時から常に寄り添い続けてきた史学の一つである大塚史学の今日的な活用を試みている小野塚知二氏、および『現代経済学：ゲーム理論・行動経済学・制度論』（中公新書、2018年）の著者で、多様化により全体像が掴みにくくなりつつ

ある現代の経済理論の今後の在り方、あるべき姿を示そうと試みている瀧澤和弘氏に、それぞれ歴史と理論という視点から、いま経済学史・思想史をどのように考え、何を求めているのかを示していただく。

2. 小野塚知二「経済学史と経済史の間：その現実と隔たりと理想的な関係」

経済学史は過去の経済学者が紡ぎ出した経済学的な思索・学知を表現する言説の特質を明らかにし、歴史学よりもむしろ経済学の、とりわけ経済理論の一分科である。それに対し、経済史は過去の実際の経済現象の特質を明らかにし、またその変遷の態様を解明する歴史学の一分科である。両者の間に接点はほとんど存在しないと言ってよい。その理由は、学者・偉人・賢人たちが意識的・自覚的に表明した学説・思想と、普通の人びとが日々の生活の中で実践してきた思想が常に一致していたという保証はまったくないからである。

それにもかかわらず、経済史が経済学史と混同される理由は下記の二点による。第一に、経済史や普通の人びとの経済思想史の認識対象となる人は無名の人びとであるのに対して、経済学史の認識対象となる人は、有名・高名な学者・偉人・賢人である。いまのわたしたちにとって、想像しやすく、また何らかの表象を持ちやすいのは、もちろん経済学史の方である。第二に、現在は「経済の時代」・「成長の時代」であり、過去の貧しかった時代を研究する経済史よりも、豊かさや経済成長を正当化した経済学説の方が今を生きる人々の感覚にフィットするものであった。

ケインズが重視した問題意識は、密接に相互依存した国際経済は人為的・意識的に維持しないと破綻するという点であった。経済学史側からの経済史への接点として栗田啓子氏の『エンジニア・エコノミスト』（東京大学出版会、1992年）を挙げることができる。

「経済の時代」こそが、経済学史と経済史との間に意味のある関係が発生した時期であって、それ以前に二つの分野はそれとして研究されたわけではない。また、「経済の時代」の終焉は、両者の関係に何をもちたらずのかという問いを投げ掛けている。

経済学の消滅ないし歴史的使命の終焉という事態を想定した場合に、経済学史はどのようにして生き残ることができるのだろうか。経済学という資産・命運とどのように向き合うのかという点で、経済史と経済学史は、再び仲のよくない兄弟として離反することになるかもしれない。

3. 瀧澤和弘「現代経済学と制度現象の概念化」

20世紀後半以降、経済学が大きく変容してきた。この変容を理解する枠組みとして、この変容の一つを構成する「制度の経済学」が「経済学の変容」にどのように適用可能かを実験的に考察する。

制度をいかに概念化するかについて、以下の2点に大別することができる。①前提としてのゲーム理論的（均衡論的）な制度論。ナッシュ均衡による制度の説明であり、その長所として、1. 制度に従うインセンティブが明示的、2. 行動の規則性としての制度が期待される理由がわかる、3. 複数均衡が説明できることが、その短所として1. 選択枝が外生的に決定された小さなゲームにすぎない、2. ダイナミックな制度変化がうまくできないことが挙げられる。②青木昌彦の制度論からの示唆。青木の問題意識は、「均衡としての制度観と整合的な枠組みの中で、制度進化のメカニズムを理解すると同時に、新奇性が創発する可能性を許容すること」にある。その制度論の改訂版として、改訂青木モデル（ヘルマン-ピラート＝ボルディレフ）がある。それは、我々が制度的な行動をすることによって、社会のなかに必ず記号システムが外的なものとしてもたらされ、キーとしての記号システムの項の追加により、ゲーム理論的な説明よりもダイナミックな説明

が可能になる。それにより、新たな人間観（外在主義的な人間観）と表裏一体の制度の概念化が可能となる。

市場メカニズムの効率性などを教えるミクロ経済学のような伝統的な経済学の枠組みが「経済の時代」を支えてきたが、20世紀半ば以降の経済学変容は、現実の人間の行動に着目した行動経済学のような新たな分野の登場をもたらした。

制度の概念化から経済学の現状を眺めてみると、現代経済学という制度的実践は認められる。この帰結は経路依存性に基づく強力な慣性の存在が働いている。制度の概念化の反省が経済学の「不整合性」を恐れないうちの拡張という変容をもたらした。

経済学は他の人間科学等の諸分野とのインタラクションの結果として多様なアプローチを包摂してきたにもかかわらず「アイデンティティ」を失わずに存続し続けている。この間の経済学の変容を真摯に考察するならば、制度間のインタラクションがどのような概念形成を導いてきたかというプロセスの考察が必要となる。

4. 発言者からの発言

(1) 竹本洋「経済学史と経済史／経済理論との対話のために」 小野塚報告について、経済史と経済学史は、経済思想史を舞台として、相互補完的な対話が可能ではないか、また、瀧澤報告について、経済学史が経済理論の発展に貢献するのではなく、anti-history と history を結びつけることによって、経済理論の非歴史性を指摘することくらいしかできないのではないかと発言があった。

(2) 中村隆之「制度の視点で捉える『現代経済学の変容』の意味とその可能性」 瀧澤報告に対する応答が主であり、現実経済と経済学の関係に着目し、経済学が創る新たな概念への意味付けを経済学史が可能とするのではないかと指摘があった。

(3) 佐藤空「報告に対する応答－ハイテク社会における人間の価値と『共通感覚』」 今後のハイテク社会と経済学史も含めた人文社会科学の役割について、地球温暖化、人工知能、ビッグデータ、ゲノム編集等のグローバルな規範と「ルール」なしには解決不可能な問題が山積みする現代における人文系分野の役割とは、人間の価値を問い直すことであり、その価値を守る規範を探究しつつ、「共通感覚」の構築を着実に目指すことではないだろうかとの指摘があった。

5. 小野塚・瀧澤両氏による発言者への回答

(1) 小野塚氏からの回答

過去の経済学者たちが書いたり認識したりした概念（例：定常状態、自然の有限性）がいつの間にか経済学の世界で忘れられてしまった大事な問題があるとすれば、それが忘れられてしまった理由は何か。また、システムデザインではない経済学とは何なのかというときに、経済学は主意主義を軽視し、主知主義に傾きすぎているが、現物の世界から切り離されておらず自然と物質の代謝に向き合わざるをえない。この点において、経済史と経済学は一致する。エモーショナルリズムとは、経済学にとっても経済史にとっても重要であり、そのためには、共通感覚を言語化する必要がある。その方法は19世紀には既に出来上がっており、ポピュリズムのようなものである。また、古典派経済学者たちが持っていたような自然観を失ってしまっはいけないと考える。

(2) 瀧澤氏からの回答

一枚岩ではない経済学のエデオロギーについて、何が起きているのかなど外側から言っていくことは重

要である。現在、GDP 中心主義への批判が高まっている。ウェルビーイングを高めていくための指標とは何かなどが議論されている。SDGs は世界の直面する課題を共通言語で記述し、課題の持つ構造も課題相互の関係として可視化されている。記号システムの制度化が重要である。現在の経済学について問い直したとき、どうしても人間とは何かに行き着く。その中で、人工知能や IT を活用すればするほど、そういうことが問われてくる。

6. 会員からの質問

(1) google フォームによる質問

①小野塚報告への質問

- ・今日の経済学史では忘れられた無名の人物の発掘・再評価に力を入れているので、経済史学との接点はあるのではないか。
- ・経済学史と経済史は機能・役割・発想が異なる。上部構造と下部構造として、どちらが優れているかではなく、並列的ではないか。むしろ相互尊敬による分業が可能ではないか。
- ・ノース以降の新制度派経済史学の潮流をどのように評価するか。経済史は統計学の応用分野で良い、という考え方も定着しつつあるが、その点についてどう思うか。

②瀧澤報告への質問

- ・経済学は science ではないので自然科学を対象としたクーンのパラダイム論を利用できないのではないか。
- ・再帰的思考が制度を再設計する方向に向かう場合と、制度を揺さぶる方向に向かう場合の二つが指摘されている。これらは「設計的関与」と「批判的関与」に相当するが、この二つ以外にどのような関与の仕方があるか。
- ・様々な外部を取り込んで、内的な整合性が無くても、自己同一性は保っているという評価がある。この場合、経済学の identity とは何か。資源の有限性なのか。何らかの規範的な基準（何が「経済」なのか）が必要なのか。

(2) フロアからの質問

- ・歴史を見たとき、新古典派のミクロ経済学とはなんだったのか。
- ・今後のネガティブ発展段階をどう迎えるのかについてどのようにお考えか。
- ・人間が危機に瀕したときや地球の延命に対して、経済学者、経済史家、経済学史家はどのような関与の方法があるか。

7. 廣瀬弘毅会員による総括

経済の時代が続けば地球そのものが破滅するというのであれば、経済学の側から変化を起こす必要があるのではないか。経済学は人間（経済学者）が関与しているものであり、経済学史・思想史研究はその点から貢献しうることができるのではないかという可能性を感じた。

（記録：藤村哲史・松本哲人）

部会活動

<北海道部会>

2020年度第2回研究報告会（Zoomによるオンライン報告会）

日時：12月12日（土）13：00～15：00

参加者：15名

報告 13：05～15：00

吉原千鶴（立教大学経済研究所研究員）「1925年イギリスの金本位制復帰に関するピグーの見解」

吉原千鶴：1925年イギリスの金本位制復帰に関するピグーの見解

本報告の課題は、1925年のイギリスの金本位制復帰におけるピグーの見解を整理することにある。従来この問題に関してピグーに言及がなされる場合、金本位制復帰を主導した経済学者として簡単な言及がなされるのみであることが多かったが、近年いくつかの研究によってこの問題についてのピグーの思考の実態がより詳細に検討されることになった。なかでも代表的なものは、Aslanbeigui & Oakes [2015] *Arthur Cecil Pigou* 第4章である。同研究ではピグーが旧平価での金本位制復帰を支持したのは「旧平価での金本位制復帰のコスト」と「代替的な政策のコスト」の比較の結果に基づくものであることが示された。

本報告では、旧平価での金本位制復帰を支持するピグーの思考過程を貨幣制度の選択、金本位制復帰時のレートを選択、復帰のタイミングの選択という3つの選択に分けて整理し、ピグーがどのような思考過程を経て金本位制復帰を主張するに至ったのか、第一次大戦後から1925年の復帰までの期間におけるピグーの立場の総合的な理解を提示することを目的とする。その上で、上述のAslanbeigui & Oakes [2015]によって示された代替的な政策とのコストの比較という視点でのピグー評価では、ピグーの判断に影響を与えた外部状況が軽視されているという問題点を指摘する。

この要因が特に強く影響を与えたと考えられるのは、上述の3つの選択のうち、特に復帰時のレートの選択と復帰のタイミングの選択である。ピグーは旧平価で金本位制に復帰する場合と（当時のポンドの実勢に合わせた）切り下げた平価で復帰する場合とで、イギリス経済に及ぼされる利点と問題点がどのようなものだと考えられるか経済学的知識に基づいて整理している。その提示の後にピグーは旧平価での復帰を提案するわけだが、この判断には政治家・実務家を中心とした旧平価での復帰支持の世論形成が大きな影響を与えていると考えられる。また、ピグーはチェンバレン＝ブラッドベリー委員会の委員を務め、「報告」の草案を執筆するが、復帰のタイミングを検討するにあたって自らは「様子見」政策を提案するものの、最終的には他の委員の判断に従うという態度をとる。この点もピグーの判断が政治家の意向の影響を受けていることを示している。

旧平価での金本位制復帰をめぐるこのようなピグーの判断には、経済学者の役割についてのピグーの認識が関係していると考えられる。

（森下宏美）

<東北部会>

第41回例会

日時 2020年10月4日(日) 15時~18時

オンライン (zoom) による開催

参加者 20名

第1報告 15時~16時

王量亮(大阪大学大学院)「Christian Socialism 1848 - 1854: Liberal Intellectual Network of Economists」

セッション 16時15分~17時30分

経済学史のオンライン教育~事例と情報共有

総会 17時40分~18時

王量亮: Christian Socialism 1848 - 1854: Liberal Intellectual Network of Economists

キリスト教社会主義 (Christian Socialism) 運動の思想に光を当てることによって、より19世紀後半のイギリス経済学研究における知的ネットワークの重要性を強調する。キリスト教社会主義運動は、1848年から54年までの間に、国教会のグループが主導した運動であり、当時の破壊的で暴力的な革命や国家主導の社会主義政策を批判し、宗教的な寛容さを枠組みとした漸次的な社会厚生 of 改善を目指した。人間的可能性の発展や最大化のために協同組合の設立から始まり、法制度整備によって労働者の自律支援を行い、単純労働者の貧困再生産という難局を乗り越えるために奮闘するものの資金難により収束していった。

運動の理論的な柱であったジョン・M・ラドロー (1821-1911) を中心に置き、本稿では前期運動から設立、そして解散、その後へとシフトしていくその過程と多くの経済学者 (ミル本人やフォーセット、シジヴィックやマーシャル etc.) に与えた影響の重要性について論じる。ラドローの活動と彼の思想は、特にマーシャルによって重視、重用されたことを当時の手紙や資料から確認できる。宗教的教義から導き出されたその思想は以下の3点に集約される。一つ、暴力ではなく、知性を持って、法律や教育など制度に則った手順をもって貧困層の救済を目指した点。一つ、政治経済学の方角性は「富を生み出すことではなく、人間を生み出すこと」であって、経済成長よりも人間成長を重視する点。一つ、不当な強制がない自由競争と宗教的道徳心が両立されている社会であることが重要で、無神論的な共産主義、集産主義は成功しないと述べた点である。

ラドローとキリスト教社会主義者らは、貧しさに苦しむ労働者階級と教育を受けリベラルとの間の架け橋として機能していた。最小限の国家援助によって社会的困難を克服しようとした際に、知的ネットワークを活用した彼らが見せた柔軟な対応はその後のイギリス社会主義の発展に大きく寄与していることを明らかにする。

セッション「経済学史のオンライン教育~事例と情報共有」

本年はコロナ禍の中、多くの大学でオンライン教育を実施することとなった。そこで経済学史のオンラ

イン教育に関する意見交換を、参加間で行った。以下は代表的な事例報告の要旨である。

小峯敦（龍谷大学）：・一部対面授業再開のために学生の要望に基づくクラス分けを行なった。約6割が対面、残りがオンラインを選択した。予想以上にオンラインを選択する学生が多かった。・学生が気軽に会話ができるオープンチャットの場を作り、それを一斉連絡や移行調査の補完として用いた。・高年次になるほどオンライン科目を選択することが多くなることがわかった。・ライブ視聴を基本とする授業は、受講者数が減少する。オンデマンド方式にすると学生がアルバイトを授業の時間に入れるなど行動が変化する。・授業スライドで外部の資料を使う場合、どこまで用いるか（公開するか）を判断するのが難しい。

中澤信彦（関西大学）：・前期はオンデマンドとリアルタイム授業が選択できたが、リアルタイム授業を行った。200名近い受講者のうち、常時視聴していたのは30-40名程度であった。・後期は対面授業としたが、受講者が100名以上減少した。アルバイトや感染対策など様々な事情があるが、多くの学生がオンデマンド型で行われている授業を選択したからだと思われる。・ゼミに関してはオンデマンドでは困難なことが理解され、対面で行った。・著作権の問題を回避するため、話した内容を文字起こししたレジュメをアップロードした。

下平裕之（山形大学）：・学生の受信環境やLMSの容量の問題から、資料配布型（オンデマンド）の授業を行った。・毎回の復習チェックシートを課し、受講状況の確認をした。同時にそれによりレジュメを読んでもらうようにした。・LMSを初めて使用する学生もいたため、実際の授業に入る前に利用方法の練習の機会を設けた。・板書用の資料をパワーポイント用に作り直した。当初は講義プリントをそのままアップロードすることも考えたが、口頭で補足している内容が伝えられず内容が乏しくなるため、それらを補完するようにした。

（岩本吉弘）

<関東部会>

日 時：2020年12月19日（土）14：00～17：30

開催方法：Zoomによるオンライン開催

参加者：22名

第1報告：山尾忠弘（慶應義塾大学）「労働市場で競争する自由」——J. S. ミルにおける女性の就労」

司会者：船木恵子（武蔵大学）

討論者：小沢佳史（九州産業大学）

第2報告：加藤真琴（明治大学大学院）「W. C. ミッチェルと「シュモラーのプログラム」——ミッチェルのプログラムの探求」

司会者：高橋真悟（東京交通短期大学）

討論者：小林大州介（北海道大学）

山尾忠弘：「労働市場で競争する自由」——J. S. ミルにおける女性の就労

本報告では、これまで内外において検討されてきたJ. S. ミルの女性の就労に関する見解を、少なくとも

1852年の『経済学原理』三版改訂以降、ミルは女性が「労働市場で競争する自由」を擁護していたという観点から統一的に再解釈することを試みた。これまでの研究では、女性の政治的権利の擁護者であったミルが、女性の経済的権利に関しては同時代の支配的な価値観である性別役割分業を受容していたのではないかと批判されてきた。しかし本報告で明らかにされたように、ミルは1852年以降一貫して女性の就労一般に対して好意的であり、1865年の『経済学原理』六版改訂以降でも労働者階級の既婚女性以外の就労については好意的見解を維持している。このことから少なくとも、男性が外で働き女性が家事をするという性別役割分業それ自体をミルが受け入れていたと解釈することは困難であることが示された。

一見すると労働者階級の既婚女性については就労を憂慮しているように読める『経済学原理』六版の改訂についても、当時既婚女性に財産権がなかったことから生じるいわば緊急避難的措置であって、「妻が働くことによって夫は、ほとんどの時間、酒を飲んで怠惰に過ごしながら、権力をさらに濫用し、彼女を強制的に働かせて家族の扶養を任せきりにすることもできるようになる」（『女性の隷従』）というのがミルの最も憂慮した点であった。つまり、当時の労働者階級の既婚女性は働くことによって必ずしも自由になることはできないとミルは考えた。女性が、むしろ働くことによってこそ自由を獲得することができると思われる現代の先進諸国の視点だけからミルのテキストを読むことは、ミルと当時の女性たちが直面していた社会問題を等閑視し、ひいては彼の思想の形成と発展を見逃すことに繋がるように思われる。

コメント（小沢佳史）

討論者は本報告を次のように理解した。ミルは、(a) 女性の選挙権獲得を支持し、(b) 女性の自由な就労も主張したが、他方で (c) 女性だけによる家事・育児の遂行を容認したとされる。そして先行研究では、(b) ではなく (c) に重点が置かれ、ミルの思想における (a) と (c) の「混乱した結合」が指摘されてきた。しかし本報告によれば、ミルは、女性の財産権が確立されていない不完全な状況で (c) を容認しただけであり、女性の財産権が確立された理想的な状況では (a) だけでなく (b) も支持していたという。そしてその根拠として本報告は、ミルの『経済学原理』の第3版における改訂と、その後の『女性の隷従』に至るミルの認識の深化を重視する。既婚女性の就労に伴う世帯所得の減少よりも女性の経済的な自立が重要であるとして、ミルは女性の就労を明示的に擁護するようになったが、その後、財産権を持たない当時の既婚女性の惨状もミルは認識するようになった、というのである。

こうした理解に基づいて、討論者から7つの論点が示された。①『原理』の改訂をめぐる先行研究を詳細に紹介した方がよいこと、②『女性の隷従』を1860年頃に執筆したというミルの『自伝』の記述を踏まえると、ミルの著作物などの時系列が異なるのではないかとということ、③本報告の構成の確認、④『原理』の第3版における改訂を強く解釈しすぎており、第5版における改訂を考慮していないのではないかとということ、⑤『原理』の第6版における改訂をやはり先行研究と同じ方向で解釈すべきではないかとということ、⑥ある見解が書かれていなくても、その見解が撤回された（あるいは未確立であった）とは限らないこと、⑦『女性の隷従』——女性の就労に消極的なミル像の根拠とされてきた箇所——の再解釈が不可欠だということである。これらの論点が、本報告の更なる発展に資すれば幸いである。

本報告では、W. C. ミッチェルと J. A. シュンペーターのドイツ歴史学派評価を対比させながら、ミッチェルが歴史学派からどのような視点を摂取して自身の景気循環研究に生かしていったのかという問題を考察した。この問題を考えるために、シュンペーターが 1926 年に発表した論文「グスタフ・フォン・シュモラーと今日の諸問題」、またかれが同論文のなかでアメリカ版方法論争の例示としてもちいたミッチェルの論文「経済理論における定量分析」（1925 年）、さらにミッチェルの経済学史研究の主著『経済理論の諸類型』所収「第 19 章 ドイツ歴史学派——グスタフ・フォン・シュモラー」をとりあげ、これら 3 論考に共通する「プログラム」という表現に着目した。

シュンペーターは、歴史学派のシュモラーによって実行された歴史的資料の「収集」、「整理と分類」、「分析と一般化」からなる一連の研究をつづきを「シュモラーのプログラム」とよんだ。このプログラムは、シュンペーターによれば、純粋経済学とは異なる問題を対象とする「経済社会学」の原型ととらえられた。他方で、ミッチェルもまた歴史学派の研究方法に一種のプログラムがあることを示す。しかし、かれはシュンペーターとは異なり、それを「シュモラーのプログラム」といわず、「歴史学派のプログラム」や「新歴史学派のプログラム」と表現する。つまり、かれはシュモラーの業績を個人のものとしてではなく、過去の歴史学派を含めた全体の所産とみなす。

ミッチェルにとって、プログラムとは多様な研究者をむすびつける共通計画を意味する。ドイツ歴史学派は、ドイツ固有の大学制度を基盤にして、イギリス古典派とは別様に展開した。すなわち、おもに大学内の師弟関係が将来世代のための蓄積的な研究を可能にした。1920 年に設立された「全米経済研究所」(NBER)での景気循環研究をつうじて、ミッチェルは独力から協働の研究者へと変わったのであり、バーンズやクズネッツらとの共同研究は、この歴史学派的プログラムの実現と考えられる。

コメント (小林大州介)

加藤氏の報告はシュンペーターの論文「グスタフ・シュモラーと今日の諸問題」をベースとして、ミッチェルの「反理論家」という評価の修正を図ろうとするものである。この目的の下、「諸問題」論文の再検討をはじめとして、ミッチェル自身によるシュモラー評の検討、そしてドイツ歴史学派とアメリカ制度学派の比較検討を含む、重厚な内容となっている。シュンペーターとシュモラー、そしてミッチェルという 3 者を同時に扱う研究は先行研究が薄い所であり、また「諸問題」論文の検討は、シュンペーター研究という観点から見ても、『景気循環論』へと展開していく時期の方法論的模索を明らかにする、意義深いものである。さらにドイツ歴史学派と制度学派という 2 つの学派の比較研究においても重要な貢献が期待される、野心的な報告であったと考えられる。

一方で、「諸問題」論文を読み解きつつミッチェルの研究の本質を明らかにするためには、報告者自身も認めていた通り、彼の景気循環論を精査しなければならない。本報告では触れられていなかったが、ミッチェルの実践的な「方法論」を明らかにする際、ドイツ歴史学派の中で景気循環論を扱っていたシュピートホフとの対比で論じると、効果的に比較できるだろう。

また、重要と考えられるのがミッチェルの考える「共同研究」に対する考察である。彼に与えられた「反理論家」としての評価を修正するにあたり、心理学による効用理論の代替という結論と、「研究スタイル」の検討が並列で存在している事には多少の混乱はあるが、この考察は制度派経済学研究として高い価値を備えていると思われる。ミッチェルが論じる「研究制度（分業体制）」のような見解を相対化する場合、シュンペーターの『経済学史』や『経済分析の歴史』を批判的に参照することで、より立体的な分析が可能になると考えられる。今後の研究の進展が期待される。

(高橋信勝)

<関西部会>

第177回例会

日時：2019年12月15日（土）13:30-17:30

場所：キャンパスプラザ京都 6階・第7講習室（龍谷大学）

参加者：22名

第1部（13:30-15:45）

第1報告：村井明彦（関西大学）「ジェヴォンズ効用理論の全体像を求めて—『経済学原理』に至る道—」

第2報告：小峯敦（龍谷大学）「経済学史の講義に教科書は必要か？」

第2部（16:00-17:30）

合評会 J.R. コモンズ『制度経済学』（上巻・中巻・下巻）、ナカニシヤ出版

①概要説明：高橋真悟（東京交通短期大学）

②評者コメント：高哲男（九州産業大学）

③訳者リプライ：中原隆幸（阪南大学：上巻翻訳者）、坂口明義（専修大学：中巻翻訳者）、宇仁宏幸（京都大学：中巻・下巻翻訳者）

全体討論

村井明彦：ジェヴォンズ効用理論の全体像を求めて—『経済学原理』に至る道—

ジェヴォンズは1862年の大英協会報告で、議論を数理的に提示するが数式から経済変数の数値を求められるわけではない旨を断り、行為の事実も重視した。『経済学の理論』（1871）ではベンサムの高快楽計算のうち強度と持続を数理的に表現し、シーニアの欲求多様化説を応用して、二つの目的に使え総量が一定の財を別の用途に振り分けて効用を増やそうとすると2財の限界効用が均等するとき効用は最大になるとした（第3章）。そして同じ状態を交換で得るために限界効用均等量での等価交換を説いた（第4章）。

その後彼は徐々に数学を引っ込める。「経済学の数学的理論の進歩」（1875）では効用が財特性に由来せず「物と個人の欲求の関係から現れる偶発事象」とし、『経済学入門』（1878）では欲求多様化説、財の有用性発揮条件論、交換と消費の分離と消費理論などを説いた。『経済学原理』（1905）では、「欲求 Besoin」から始まるフランス経済学の利を説き、耐久的 durable／非耐久的 perishable、消滅的／非消滅的を基準に、使用までは耐久的だが使うと消える長期保有消滅財（塩、石けん）、非耐久的な短期保有消滅財（生肉、野菜）、

減耗するが使用後も残る短期保有非消滅財（切り花、新聞）、減耗せず使用後も残る長期保有非消滅財（家、皿）に財を分類した。

第2の体系書だが非数学的な『原理』はジェヴォンズから「数理革命」が始まったとの歴史観や急死で未完なことからほぼ無視されてきたが、効用の章は完成している。序文の「価値の問題を解明するためにこれまで試みられてきたことは、この主題の複雑さに決して真に向き合っただけでこなかったため失敗している」との警句は、効用が急減するか逡巡しない財（新聞、皿）では『理論』の等価交換が意味を失うためであろう。変則例も含む一般理論はないが、新古典派の祖が同派ののちの展開とは違って行為の事実在即した効用理論を展開していたことは確かである。

小峯敦：経済学史の講義に教科書は必要か？

報告題名の問いは「Yes」である。それでは報告が終わってしまうので、「ただし適切な教科書があれば」という条件が付く。

経済学史の教科書の草稿（15章）のうち、目次、序章「経済学史の本質と意義：導入」、終章「経済学の歴史：まとめ」がレジュメとして配られた。経済学史の必要性は、四点にまとめられる。①日本の近代化を経済の側面から、西洋近代との対比で理解する。②経済学は螺旋的な発展を繰り返すので、似たアイデアを再発見する。③通念を洞察力に変換するために、アイデアの宝庫である過去の学説・原典を確定する。④経済学の規範的側面を、過去の方法論・理想像を参照して説得的に展開する。つまり、経済学を内側と外側から眺め、隣接領域との関連で、その自己像を常に検証する分野が必要となる。

経済学史の記述法としては、二元論（理論史と思想史）を退け、一元論を採用する。すなわち、学説を思想・理論・政策の混合体と定義し、その学説の類型および系譜を分析する経済学の一分野を経済学史と定義する。また知識の絶対主義と相対主義に関しては、その折衷・補完という立場を採用する。分析用具では理論の絶対的進歩を認める一方、多様な世界観・洞察力の併存も認める。歴史的な時間における学説の把握は高島（1964: 139）が提唱し、美濃口（1981: 3）はそれを理論・政策・歴史の三位一体把握とした。さらに塩野谷（2009: 351）によれば、原典解釈は合理的再構成や歴史的再構成に留まらず、全体的再構成（未来志向）を目指すべきとされた。物事・構造・社会システムに注目する経済史との分業・協業も示唆された。

途中で少人数で議論する時間を設けた（どのような教科書を用いているか、授業で困ったことは何か）。その結果、最後の質疑応答では、もっと平易で現実の話題が豊富な教科書が必要、三位一体説や全体的再構成は難解、学史の役割は現状批判もある、などが出た。

合評会 J.R. コモンズ『制度経済学』（上巻・中巻・下巻）、ナカニシヤ出版、2015年・2019年

①概要説明：高橋真悟

J. R. Commons (1862-1945) の主著『制度経済学』（1934）は、翻訳書の上巻に相当する第1～7章は方法論的分析が中心で、独自の概念とその比較をするための経済学史的な研究が中心となっている。次に中巻に相当する第8～9章は理論的分析が中心で、とくに生産理論、企業理論、貨幣論、不確実性に関する内容を

扱っている。そして下巻に相当する第 10～11 章は制度論的分析が中心で、財産概念、主権、集团的行動、資本主義論などが展開されている。

本書の特徴は大きく 2 つある。第 1 の特徴は「理論と実践の並行」である。制度学派研究で著名なラザフォードは、「コモنزにとって、理論と実践は並行すべきものである。制度的要因を適切に考慮するために経済理論をどのように変えるかという関心事と、ビジネスと労働の相反する利害について、どのように適正な調停を成し遂げるかという実践的な関心事は、同じ問題の異なる側面にすぎない。『制度経済学』はいくぶん理論的な問題に焦点を当てた著作であるが、コモنزの実践的な興味が消え失せているということは決してないのである」(Transaction Publishers 版 [1990] イントロダクション p.xxxii) と指摘している。

第 2 の特徴は、「法制度ないし法学的アプローチの経済学への適合」である。コモنزは最高裁判所の判例調査やホーフエルトの分析法理学の知見を経済学へ適合しようとした。これは現代の「法と経済学」とは異なるアプローチである。彼自身は「ほとんどの経済学者が、本書の以下で展開されている見解を考慮しておらず、また法制度を経済学に適合させることを、あるいはアメリカの司法主権についてのこの憲法上のテーマに適合させることを、可能ならしめる貢献をもなしていないということをわたしは知ったのである」(翻訳書上巻 8 ページ) と述べている。以上が『制度経済学』の特徴である。

② 評者コメント：高哲男

コモنزは、19 世紀末の最高裁の判決の精査を通じて、「無形財産の概念が適正価格というコモンローの概念に帰着した」結果が『制度経済学』であるという。裁判所は、「利害の対立」に始まり、「相互依存関係」を考慮し、「法の適正な手続き」にもとづいて、「利害の調和」ではなく「秩序を導き出す」ものであるから、制度経済学において中心に置かれるべき点は、「取引 transaction」であり、その体系化だということになる。

第 8 章は、「希少性」の概念について大胆に切り込んでいて、「利害の対立」の捉え方についての斬新な視点が提起されるが、強引な整理であることは否めない。その限りでは、本書はむしろ第 9 章、あるいは、第 10 章から読み始め、最後に第 2 章から第 7 章までの学説史的考察に戻るといった読み方をすれば、理解が容易になる。

第 9 章「将来性」は、「債務の譲渡可能性 negotiability of debt」の分析から始まるが、コモنزの特徴は、「債務」を「法的義務」を商品として市場で「販売可能な経済的数量」と理解した H.D.マクラウドの理解をさらに押し進め、「債務」とは「現代的な意味での資本と同義」であり、「希少性」だけでなく、「将来性」までも新しい「次元」として含む、と捉えた点にある。「将来性」とは「時間の流れ」であり、「期待」でもあるから、同時にそれは、J.デューイ流の「希望」をもって生きるという意味での実践的なプラグマティズムの思想に通じる概念と方法であった。

第 10 章「適正価値」reasonable value は、コモنزの「制度経済学」のエッセンスとあってよいだろう。評者が特に驚き、感心したのは、悩んだ末に「理にかなった」と解釈しておいた reasonable が、単刀直入「適正」と解釈されている点である。これによって、特に第七節「集团的行動」で展開されたコモنزの経済分析(実際には、アメリカ経済の分析)が「実にすっきりとしたものであり、現代でも十分に活用できる内容である」ことが、良く分かってくるからである。

③ 訳者リプライ 1：中原隆幸(上巻翻訳者)

私たち訳者は、高橋慎吾氏を除き、経済学史学会の会員ではない。私は元々、現代制度派経済学の一つで

ある、レギュラシオン理論の、特にその方法論を専門とする研究者にすぎず、学史研究とは縁遠い存在であった。しかしながら、レギュラシオン理論の研究が進むにつれ、レギュラシオン理論における「制度理解」には斬新な観点がある一方で、どこか不十分な点があるのではないかと思うに至り、その模索の中で古典的の制度学派の始祖であるコモنزと邂逅し、その重要性を認識することとなった。

私のようなレギュラシオン理論研究者がコモنزに着目した最大の理由は、コモنزの「適正価値論」が「レギュラシオン」概念に極めて似通っていると直感的に感じたことにある。この点についての論証はまだ遅々として進んでいないが、今後の理論研究の中で明らかにされることと思う。その際最大のポイントとなるのは、「集团的活動」論であろう。

さて、コメンテーターの高哲男会員からは、私の担当部分である『制度経済学』上巻についていくつかの重要な指摘をいただいた。それらは、まず第5章「アダム・スミス」におけるその訳語の不適切さであり、ついで、コモنزのスミス理解が J. ヴァイナーのスミス理解に多くを負っているのではないかとの指摘である。前者については、図らずも学史研究者でない私の研究の至らなさが露呈してしまった結果といえる。もし機会があればご指摘に従って、改訂を行いたい。ついで後者についてであるが、これもまた私にとっては未見の事実であり、指摘を受けて初めてコモنزがどのような経緯でスミスを理解したのかを学ぶこととなった。

最後に、高会員からは、こうした重大な誤りの指摘だけではなく、こうした大著を翻訳することには大変な困難さが伴ったであろうこと、そしてそうした困難を乗り越えて出版にこぎ着けたことに対して最大限の慰労の言葉を頂いた。ここに記して改めて御礼申し上げる次第である。

④訳者リプライ 2：坂口明義（中巻翻訳者）

私は中巻共訳者に名を連ねているが、既にある訳稿に朱を入れたにすぎず、しかもコモنزを読むのはこれが初めてであった。コモنزの議論は興味深く、翻訳後にコモنزの他の著作も勉強した。この立場からリプライする。

中巻では第9章が大きな分量を占める。コメントにもあるように、そこでの信用貨幣論はポストケインズ派の議論につながるものとして注目されている。ただ A.スミスにも信用貨幣に関する記述があったというご指摘も肯ける。そこでコモنزの議論の特色について考えたい。

コメントも J.ロックに言及しているので、それに即して述べる。『統治二論』では、神がアダムに自然と人間に対する支配権を与えたとするフィルマーが批判され、神はアダムにではなく人間に与えたのだと主張される。一方で自然の支配権に関連して、未開の地を切り拓いた場合その所有権の根拠を労働に求める議論が展開されている。他方で人間の支配権に関連しては、人間はと統治体（ガバナント）を作り出して自己統治するとされる。コモنزの「制度」はまさにロックの統治体を引き継いでいる。『制度経済学』がロックから始まるのも納得できる。本書の信用貨幣論は、内生的貨幣供給のメカニズムそのものよりも、中央銀行の金融政策によるその統治（ガバナンス）を扱った点に特色があると思う。

もう一つのキーワードに「取引」がある。コモنزは取引が trans-action, すなわち個人の行動に還元されない構造であることを強調している。これはヘーゲルの対立物の統一や、メルローポンティのキアスムに通じる概念である。統治と取引に留意すると『制度経済学』の議論の特色がうまく把握できよう。

訳語のご指摘について：「法的義務の経済的な等価物」はコモنزらしい哲学的な表現であり、話題に出

ている「債権」の背後には「権利—義務」がある、ということであろう。「商品の所有面の本質」についてはご指摘の通り（コモンズは商品＝「価値＋所有権」とする）。

⑤訳者リプライ3：宇仁宏幸（中巻・下巻翻訳者）「適正価値に関する補足」

評者の高哲男先生からは、reasonable を「適正」と訳した点を高く評価していただいた。この訳語を提案したのは高橋真悟氏であるが、わたしがそれに賛同したのは、公益事業の料金算定制度において「適正報酬率」や「適正価格」という用語が定着していることを知っていたからである。コモンズは次のように述べて、適正価値は、集团的・歴史的観念であることを指摘している。「理性の時代全体にわたって、コモン・ロー裁判所は、利害対立を解決して初期のアナーキーから秩序を生み出すプロセスのなかで、適正さ（reasonableness）と適正価値の制度的観念を発展させていた」（訳書下巻 138 頁）。また、第 8 章では、アメリカの制度形成プロセスを説明した後で、適正な交渉力の理論分野として次の 4 つを挙げている。「第一は個人的交渉での差別あるいは機会の不平等、第二は自由競争にかわる公正な競争、第三は標準のないし自然的競争価格にかわる適正な価格、第四は労働者と雇用主、農場主と資本家等々の間での交渉力のような、多種の交渉力の平等ないし不平等な取り扱いである」（訳書中巻 143 頁）。このうち第三の「適正な価格」の理論が直接的に関係するのは、今日、総括原価方式と呼ばれる公益事業の料金算定制度である。たとえば日本の電力会社は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」（電気事業法第十九条 2）を、電気料金として認可申請し、利害関係者が参加する委員会（電気料金審査専門小委員会や消費者委員会や公聴会）の審議を経て、規制当局（経済産業大臣）が料金認可を行う。ちなみに、マーシャルも『産業と商業』（1920）第 3 篇第 7 章において、当時のアメリカは公正な競争に関する規制において世界の先頭に立っていることと、そこで裁判所と諸委員会が大きな役割を果たしていることを指摘している。適正価値という訳語によって、それが現在も生きている普遍的な概念であることが読者に伝われば訳者として望外の喜びである。

（松山直樹）

<西南部会>

第 129 回例会

日時：2020 年 12 月 12 日（土）14:30-17:10 * Zoom によるオンライン開催

参加者：9 名

第 1 報告（15:05-16:05）：小沢佳史（九州産業大学）「J. S. ミルの対外政策論の展開——『代議制統治論』草稿資料の分析」

第 2 報告（16:10-17:10）：山崎好裕（福岡大学）「経済学と会計学の間」

小沢佳史：J. S. ミルの対外政策論の展開——『代議制統治論』草稿資料の分析

本報告では、ミルの『代議制統治論』（全 18 章、第 1 版 1861 年、第 2 版 1861 年、第 3 版 1865 年）の第 16～18 章について、草稿資料と第 1～3 版を比較して変更点を明らかにし、その含意を探った。

この草稿資料は、ミルが 1860 年頃に執筆したとされる自筆のものであり、『J. S. ミル著作集』（1963～

1991年)には収録されておらず、1981年から日本大学図書館法学部分館に所蔵されている。そして2019年から川又祐会員(日本大学)などによって翻刻・公刊が進められており、本報告の時点で序言と第1~7章および第16~18章の草稿資料が翻刻・公刊されている。

こうした草稿資料の分析の第一歩として、本報告では第16~18章に光を当てた。これらの章では、一国の範囲とその拡大や、支配国と属国との関係をめぐる議論が取り上げられている。これらの対外的な議論は、『代議制統治論』の中で比較的独立しているため分析に取り掛かりやすいだけでなく、ミルの『経済学原理』の分配論や蓄積論——植民や、属国との間の資本輸出と食料輸入をめぐる議論——を詳細に理解する上でも不可欠なものである。

草稿資料と第1版を比較すると、量の点では、約8,900 wordsから約14,900 wordsへと単語数が増加していた。また質の点では、次の5点が浮かび上がってきた。すなわち、①語順や細かい表現までミルが入念に推敲を重ねたこと、②主張をより明確・厳密にするような増補・改訂をミルが施したこと、③ミルが主張を追加しており、その中には、時代状況の変化に応じたもの——イタリアの統一、アメリカ南北戦争、イオニア諸島のギリシアへの併合、ブリテンの属国統治といった主題に対するミルの認識や傾倒度合を明らかにするもの——が含まれていたこと、④文明的属国に対する支配国の補償などをめぐってミルが主張を修正したこと、⑤こうした増補・改訂の中でも、ミルの『自伝』に記されている通りに、ミルが章の中では記述の順序を変えなかったことである。さらにこれら5点を踏まえると、第2~3版でもミルが刻々と変化する現状に細かく対応して改訂を重ねていたということが鮮明になった。

山崎好裕：経済学と会計学の間

経済学の発展を会計学の発展と対応させて論じることは、これまで皆無であった。しかし、企業の経済活動が会計手法の展開を基礎としている以上、会計が経済思想に影響を与えないと考えることはむしろ不自然であろう。会計学の基礎をなす複式記帳は、貸し手と借り手の二重帳簿として発生した。貸借対照表を最初に作ったのはイギリス東インド会社だと言われているが、シーマン・ステファンの『数学的回想録』は150年以上早い。ダニエル・デフォーは1725年の『完全なイギリス商人』で実用的な記帳法として、債権・債務の残高計算だけを交互に行う単式簿記を推奨した。古典派経済学の単線的な資本概念は単式簿記的な資本回転に由来していると考えられる。巨大株式会社の登場とともに貸借対照表と損益計算書から成る会計手法が整備されてくるなかで、フィッシャーは、ストックである資本とフローである所得とを明確に区別する経済学を構築した。貸方と借方に対応させて、フィッシャーは実物概念としての資本と価値評価としての資本とを区別せねばならないとする。フィッシャーに言わせれば、古典派は富と呼ばれる前者と「資本」と呼ばれる後者の区別ができていない。同じく会計制度に依拠しながら、批判的な議論を展開したヴェブレンは、フィッシャーの資本概念を企業人の思考習慣と批判し、実物資本に加えて無形資産の独占経済における重要性を強調した。20世紀になると、後にキャッシュフロー計算書と呼ばれるものの必要性が急速に認識され始める。キャッシュを重視することなしに経営の安定はないという自覚の広まりは、ケインズの貨幣的経済学の登場を促した要因として無視できない。ケインズは取得原価主義の会計学にあえて対立して、一種の機会費用である使用者費用概念を用いる。企業者は、将来への期待に基づく使用者費用を計算して経済活動水

準を決定するが、それがもたらす結果が期待の修正を促すというダイナミズムが、会計学と経済学とのズレから生じるのである。

(川脇慎也)

国際学会情報

開催日時を基準として最小限の情報を掲載しています。募集や参加などをすでに締め切ったものもあります。最新の情報については URL などでご確認ください。

- **ENPOSS (European Network for the Philosophy of the Social Sciences)**
The 2021 Conference, Hitotsubashi University, Tokyo, Japan, 4-7 March 2021. <http://enposs.eu/>
- **RES (Royal Economic Society)**
The 2021 Annual Conference, online, 12-14 April 2021.
<https://www.res.org.uk/resources-page/2021-annual-conference-to-be-entirely-virtual.html>
- **SES (Scottish Economic Society)**
The 2021 Annual Conference, online, 26-28 April 2021. <https://www.scotecon.org/>
- **ESHET (European Society for the History of Economic Thought)**
The 24th Annual Conference, University of National and World Economy, Sofia, Bulgaria, or online, 27-29 May 2021. <https://www.eshet-conference.net/sofia>
- **HES (History of Economics Society)**
The 47th Annual Conference, Universiteit Utrecht, Utrecht, Netherlands, 24-27 June 2021.
<https://historyofeconomics.org/conferences/upcoming-hes-conference-locations/>
- **IAFFE (International Association for Feminist Economics)**
The 29th Annual Conference, online, June 22-25, 2021.
<http://www.iaffe.org/annual-conferences/2021-annual-conference/>
- **The Hume Society**
The 47th International Conference, Pontificia Universidad Javeriana, Bogotá, Colombia, 6-11 July, 2021.
<https://filosofia.javeriana.edu.co/hume-society-conference>
- **ECSSS (Eighteenth-Century Scottish Studies Society)**
The 33rd Annual Conference, University of Liverpool, England, or online, 29 July-1 August 2021.
<https://www.liverpool.ac.uk/eighteenth-century-worlds/events/scots-abroad/>
- **ISIH (International Society for Intellectual History)**
The 2021 Conference, Ca'Foscari University, Venice, Italy, 2-4 September 2021.
<https://isih.history.ox.ac.uk/?p=6443>

(笠井高人・南森茂太・若松直幸・桑田学)

追悼 土方直史会員

長年にわたり本学会会員であられた土方直史会員が2020年10月1日逝去されました。享年87歳でした。ご存知の方も多いことと思われませんが、土方先生は足がご不自由でした。それは、高校生時代に難病のカリエスのため、5年にも及ぶ入院・闘病生活を強いられた結果でした。したがって、先生は研究生活に入られるのも大きく遅れることになりました。中央大学では、先生は社会思想史を専攻され、田村秀夫教授のもとでユートピア思想について造詣を深められました。そして、そうした視点から、オウエン研究に邁進されました。筆者がロンドンに滞在しているころ、ロンドン北部のコリンデイルにある大英図書館分館に通われ、19世紀前半のニューズペーパー類を詳細に調査され、オウエンに関する記事や情報を丹念に収集されていたことを今も鮮明に記憶しています。そうした現地での克明な調査が、先生のオウエン研究（『協同思想の形成—前期オウエンの研究—』『ロバート・オウエン』など）に生かされていることはいまでもありません。先生は、国内外の学界にも多く参加され、報告も積極的に行われました。オウエン協会や協同組合関係の学会だけでなく、国際功利主義学会等でも報告され、筆者もイギリスやアメリカへ幾度も同行させていただきました。それらの活動を通して、先生は外国人研究者たちとも太い絆を築かれ、わが国の学界にも紹介されてきました。最近来日されたロンドン大学ロイヤル・ハロウエイ・コレッジのグレゴリー・クレイズ教授なども、そのお1人です。

晩年の先生は、よく利き足が痛いとかばされていましたが、研究の方では初期社会主義者ウィリアム・トムプスンに関心を持たれ、その中で19世紀前半の、少なくともわが国では「忘れられた」フェミニズム女性活動家フランシス・ライトについて論文を書かれ、女性解放や男女同権論、奴隷廃止論等でのベンサム思想との共通性を強調されていました。そして、ライトの著書の翻訳も進めておられました。お亡くなりになる数日前にお訪ねしたとき、ライトに関する2本目の論文を提出したこと、すでに起き上がることができなくなったベッド脇の机の上に広げられたライトの著作を指さしながら、まだ途中までの翻訳を完成し出版しておきたいとの強い思いなどを語られていました。

先生の絶筆になったのは、ルター『キリスト者の自由』の解説です（日本子どもを守る会『子どものしあわせ』2020年11月号）。たまたま筆者が本学会会員その他の方々の支援を得ながら協力することになった同誌「知りたい、学びたい社会科学と社会哲学の古典」シリーズの第6回のために、闘病生活をおして書いていただいたものです。実は先生には、同第1回エラスムス『痴愚神札讃』（6月号）、第2回トマス・モア『ユートピア』（7月号）についても書いていただきました。同誌は、日本子どもを守る会の機関誌として、小中学校の先生方や父母を対象に発行されているものですが、いずれも大変好評でした。それらは、短文で平易ながらも、先生がルネサンス期の思想や宗教思想についても深い理解と洞察力を持たれていたことを示しています。

先生は、最後まで青年のような澆漑とした精神と問題意識をもたれ、最近広がりつつあるディストピア思想にも深い関心を寄せておられました。そのような先生のご意見やご発言をお聞きすることも、もはやできなくなりました。

謹んで、ご冥福をお祈り申し上げます。

（音無通宏）

編集後記

事務局補佐の藤村です。昨年は学会名簿作成をはじめ、議事録作成、ニュースレター編集など色々なことを経験させていただきました。代表幹事の出雲先生、常任幹事の先生方、事務局の佐藤先生、生垣先生、本吉先生をはじめ、多くの方々に大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

(藤村哲史)

事務局補佐（庶務）の本吉祥子です。私が担当しておりました事務局の業務は、ほぼ完全に(株)アクセライトに引き継がれております。思い返すと任期中はコロナ禍に巻き込まれ、訳の分からぬ事態に右往左往しておりました。このような状況で、代表幹事の出雲先生、事務局の佐藤先生、生垣先生、藤村先生のご尽力には頭の下がる思いです。業務でご一緒させて頂き光栄でした。また、大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。 Zoom が主流となり、遠方の学会・研究会に参加できるという利点はありますが、この状況が終息し、実際に学会員の皆様とお会いできる事を祈りたいと思います。

(本吉祥子)

経済学史学会では以下のホームページとメーリングリストを援用しています。

- ・ホームページ <https://jshet.net/>

大会プログラム、入会申込書、会員新刊のお知らせなど、多くの情報があります。

- ・メーリングリスト

現在、約 400 名の会員が参加しています。ぜひご参加ください。

参加を希望される会員は担当者 (admin@jshet.net) にご連絡ください。

『経済学史学会ニュース』第 57 号

2021 年 2 月 28 日発行

経済学史学会 代表幹事 出雲雅志

経済学史学会事務局

〒113-0033

東京都文京区本郷 3-5-4 朝日中山ビル 5F

株式会社アクセライト内

TEL : 03-5801-0813

E-mail : jshet@accelight.co.jp
